

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年4月25日

【発行者名】 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡村 進

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファースト スクエア

【事務連絡者氏名】 佐井 経堂

【電話番号】 03-5293-3667

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 日興UBSアジア株式リスク・コントロール・ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 当初申込期間：上限1,600億円
継続申込期間：上限5,000億円

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年6月15日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、半期報告書の提出等に伴う訂正事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部分__は本訂正届出書の訂正箇所を示します。

第一部【証券情報】

(3)【発行（売出）価額の総額】

<訂正前>

当初申込期間：上限1,600億円

継続申込期間：上限5,000億円

なお、上記金額には申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

<訂正後>

上限5,000億円

なお、上記金額には申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

(4)【発行（売出）価格】

<訂正前>

当初申込期間：1口当たり1円

継続申込期間：買付申込受付日の翌営業日の基準価額

(以下略)

<訂正後>

買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初元本1口＝1円）

(以下略)

(5)【申込手数料】

<訂正前>

当初申込については1口当たり1円に、継続申込については買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%（税抜3.5%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

(以下略)

<訂正後>

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%（税抜3.5%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

(以下略)

(7)【申込期間】

<訂正前>

当初申込期間：平成24年7月2日から平成24年7月26日

継続申込期間：平成24年7月27日から平成25年10月25日まで

ただし、継続申込期間中は、申込日がロンドン、香港、シンガポールもしくはニューヨークの証券取引所または銀行の休業日と同日の場合には、買付申込の受け付けは行いません。

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

<訂正後>

平成24年7月27日から平成25年10月25日まで

ただし、申込日がロンドン、香港、シンガポールもしくはニューヨークの証券取引所または銀行の休業日と同日の場合には、買付申込の受け付けは行いません。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(9) 【払込期日】

< 訂正前 >

当初申込期間

買付申込者は、当初申込期間中に申込代金を販売会社にお支払いください。当初申込に係る発行価額の総額は、販売会社によって、当初設定日（平成24年7月27日）に、委託会社の指定する口座を經由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

継続申込期間

買付申込者は、販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。買付申込受付日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を經由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

< 訂正後 >

買付申込者は、販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。買付申込受付日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を經由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

(12) 【その他】

< 訂正前 >

(前略)

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資することができる「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱いコースにつきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、平成24年6月15日現在、「分配金支払いコース」を取り扱う販売会社はありません。

(中略)

当初申込期間中は、当初申込期間の最終日（平成24年7月26日）の午後5時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを申込受付分とします。また、継続申込期間中は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までに買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、継続申込期間中は、申込日がロンドン、香港、シンガポールもしくはニューヨークの証券取引所または銀行の休業日と同日の場合には、お申込の受付けを行いません。受付時間を過ぎてからのお申込は翌営業日（上記のお申込の受付けを行わない日を除きます。）扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、買付申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた買付申込の受付けを取り消すことがあります。

(以下略)

< 訂正後 >

(前略)

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資することができる「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱いコースにつきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、平成25年4月25日現在、「分配金支払いコース」を取り扱う販売会社はありません。

(中略)

原則として、販売会社の営業日の午後3時までには買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、申込日がロンドン、香港、シンガポールもしくはニューヨークの証券取引所または銀行の休業日と同日の場合には、お申込の受付けを行いません。受付時間を過ぎてからのお申込は翌営業日(上記のお申込の受付けを行わない日を除きます。)扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、買付申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた買付申込を取り消すことがあります。

(以下略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの基本的性格

<訂正前>

ファンドは、社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型 / 海外 / 株式に属します。

(中略)

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型 中小型	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル（含む 日本） 日本 北米 欧州	ファミリーファ ンド ファンド・オブ ・ファンズ	あり なし
債券 一般 公債 社債 その他債券	(隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	アジア オセアニア 中南米 アフリカ		
不動産投信 その他資産(投資信託 証券(資産複合(株 式・その他資産(株 価指数先物取引))) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング		

(中略)

(注) 前記商品分類表においては投資対象資産を「株式」としてありますが、当ファンドはファミリー
ファンド方式により投資を行い、実質的な株式組入比率を株価指数先物取引を活用して調整しま
すので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産(投資信託証券(資産複合(株式・その他
資産(株価指数先物取引))))」としております。

上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については社団法人 投資信託協会の
ホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) をご覧ください。

<訂正後>

ファンドは、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型 / 海外 / 株式に属します。

(中略)

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型 中小型	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル（含む 日本） 日本 北米 欧州	ファミリーファ ンド ファンド・オブ ・ファンズ	あり なし
債券 一般 公債 社債 その他債券	(隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	アジア オセアニア 中南米 アフリカ		
不動産投信 その他資産(投資信託 証券(資産複合(株 式・その他資産(株 価指数先物取引))) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング		

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(中略)

(注) 前記の商品分類表においては投資対象資産を「株式」としてありますが、当ファンドはファミリーファンド方式により投資を行い、実質的な株式組入比率を株価指数先物取引を活用して調整しますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産(投資信託証券(資産複合(株式・その他資産(株価指数先物取引))))」としております。

上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については一般社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) をご覧ください。

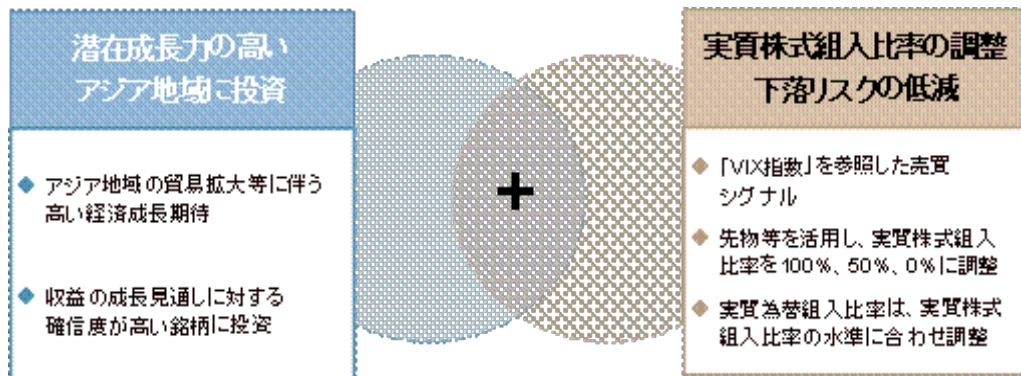
ファンドの特色

<訂正前>

(前略)

ファンドのポイント

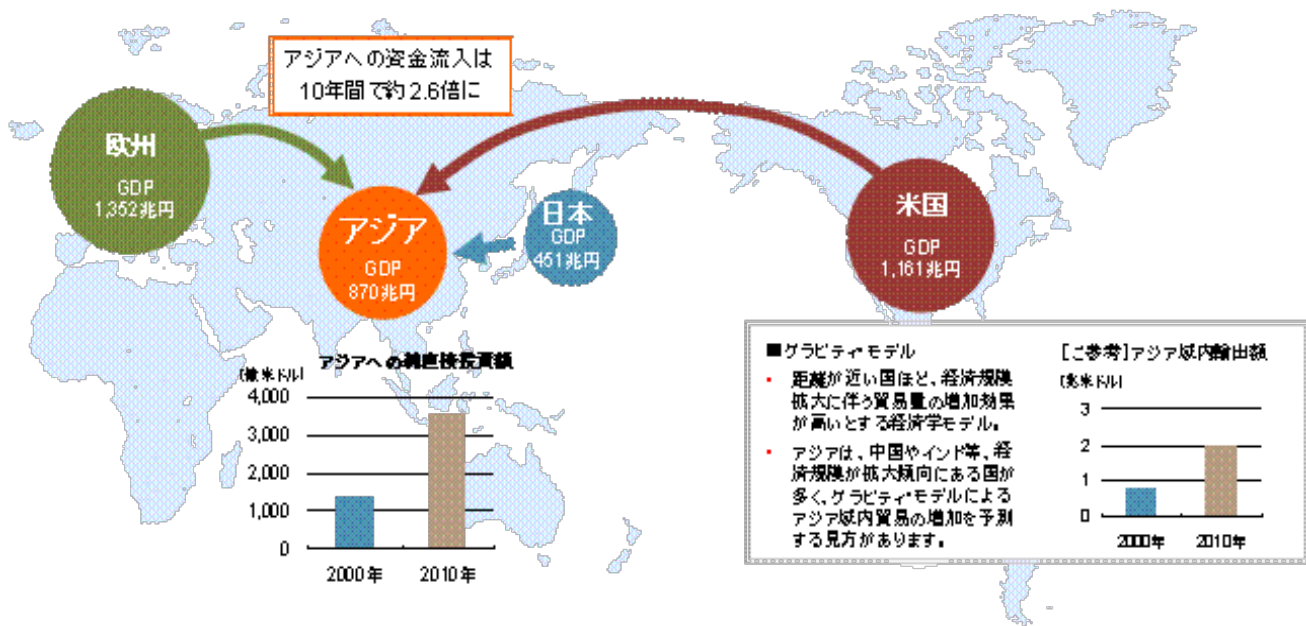
- 潜在成長力の高いアジア地域（日本を除く）の企業の中で、収益の成長見通しに対する確信度が高い銘柄に投資を行います。
- VIX指数を参照し、先物等を利用して実質株式組入比率を調整し、下落リスクの低減を目指します。



※上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。

増加する「アジア」への資金流入

- アジア経済は、世界の中でも高い成長を遂げており、今後も更に存在感を高めていく見通しです。
 - 世界の注目市場として、米国・欧州・日本等からアジアへの資金流入が、増加傾向にあります。
- <アジアへの直接投資の拡大>



※上図はイメージであり、矢印の太さは、実際の流入額を示すものではありません。

アジア(直接投資額): 中国・香港・インド・インドネシア・韓国・マレーシア・シンガポール・タイ・フィリピン

アジア(域内輸出額): 中国・香港・インドネシア・韓国・マレーシア・シンガポール・タイ・フィリピン・ベトナム・ブルネイ・カンボジア・台湾・日本
GDPはIMF World Economic Outlook April 2012の2011年数値を2011年末の為替レート(1ドル=76.91円)で円換算(アジアはDeveloping Asia、欧州はEuropean Unionの数値)。

上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。出所: IMF、世界銀行、経済産業研究所のデータを基に当社作成。

（中略）

実質株式組入比率のイメージ

- ・ 「VIX指数」を参照し、先物を買って・売ってすることで、実質株式組入比率を100%・50%・0%に調整します。

（中略）

運用体制とプロセス

（中略）

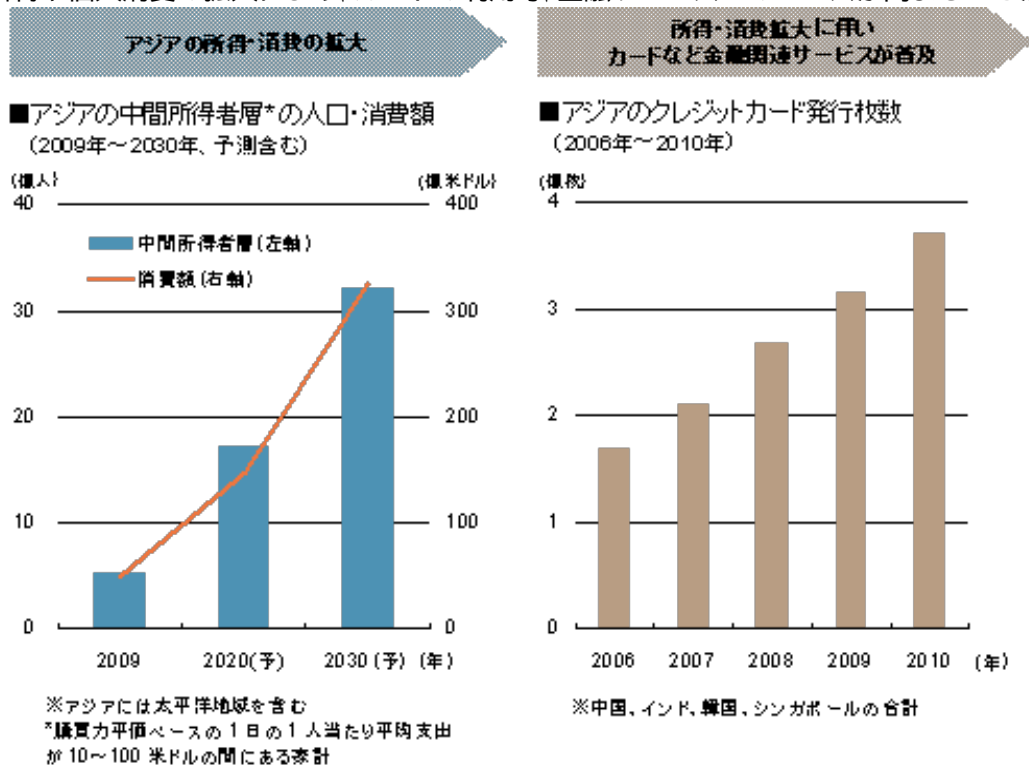
2012年4月末現在

追加的記載事項

成長が期待される「アジア企業」

（所得・消費関連）

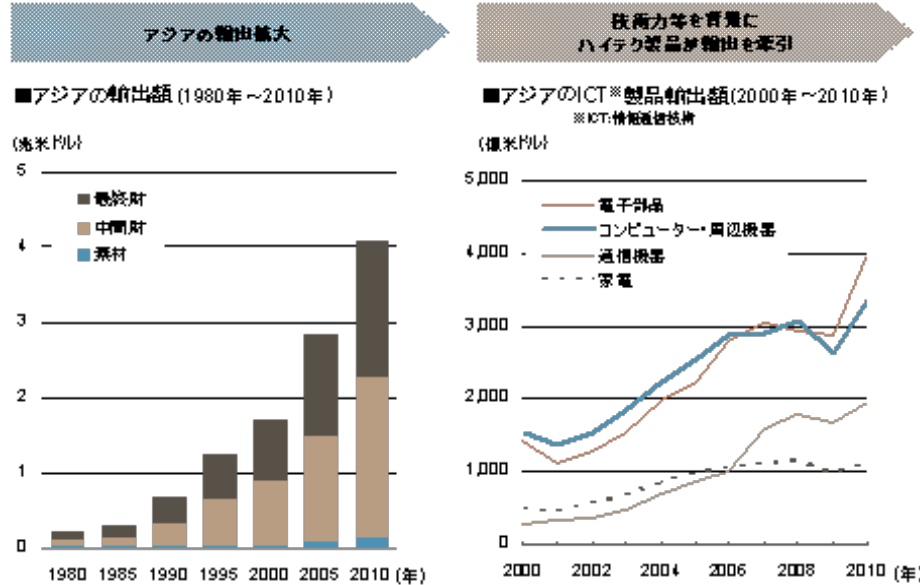
- ・ アジアでは、中間所得者層の人口増加等に伴い、個人消費は拡大傾向にあります。
- ・ 所得や個人消費の拡大により、カードの利用等、金融サービスへのニーズが高まることが予想されます。



上記のデータは過去のものおよび作成時点の見通しであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。出所: OECD、BIS のデータを基に当社作成。

（ハイテク関連）

- ・ アジアの技術力やコスト競争力を背景に、アジアの輸出が拡大傾向にあります。
- ・ 輸出の中心的な牽引役として、電子機器製造や情報サービス・セクターの成長が期待されます。



※アジア:中国・香港・インドネシア・韓国・マレーシア・シンガポール・タイ・フィリピン・ベトナム・ブルネイ・カンボジア・台湾・日本

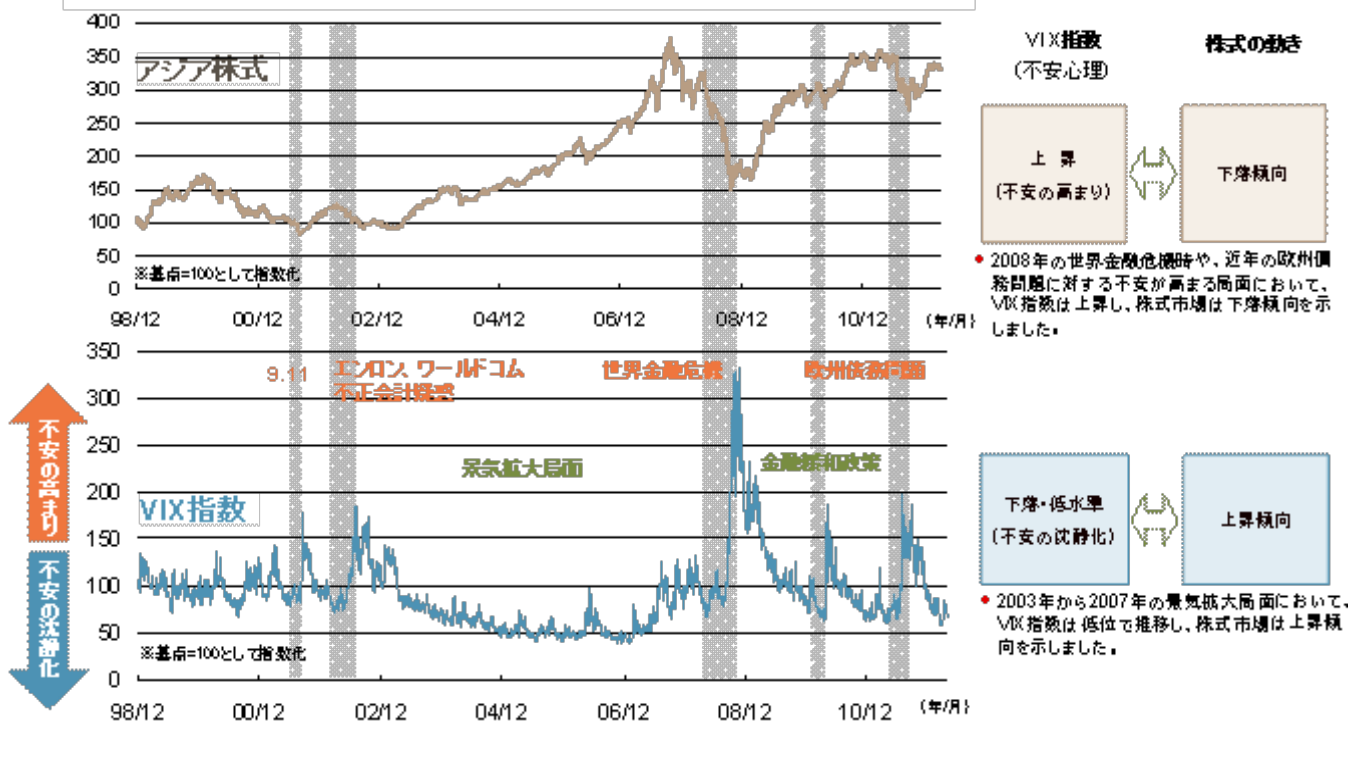
※アジア:UNCTADのDeveloping Economies:Asia構成国

（中略）

「VIX指数」と「アジア株式」

- ・ 投資家心理を反映する「VIX指数」が上昇する局面では株価は下落し、指数が下落する局面では株価は上昇する傾向があります。

<アジア株式とVIX指数の推移(1998年12月31日～2012年4月30日)>



VIX指数:シカゴ・オプション取引所が算出・公表する「ボラティリティ・インデックス」の略称で、投資家心理を示す数値とされています。

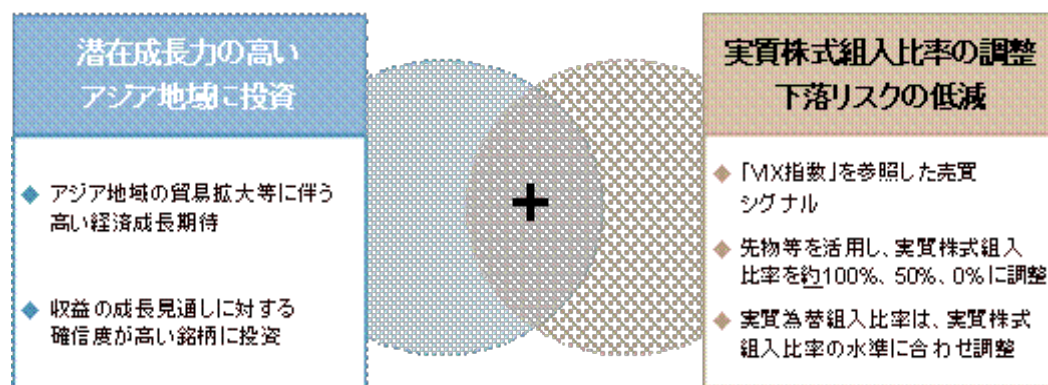
上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。出所:ブルームバーグのデータを基に当社作成。アジア株式はMSCI ACアジア(除く日本)指数(現地通貨建て税引を前記当込み)。

< 訂正後 >

(前略)

ファンドのポイント

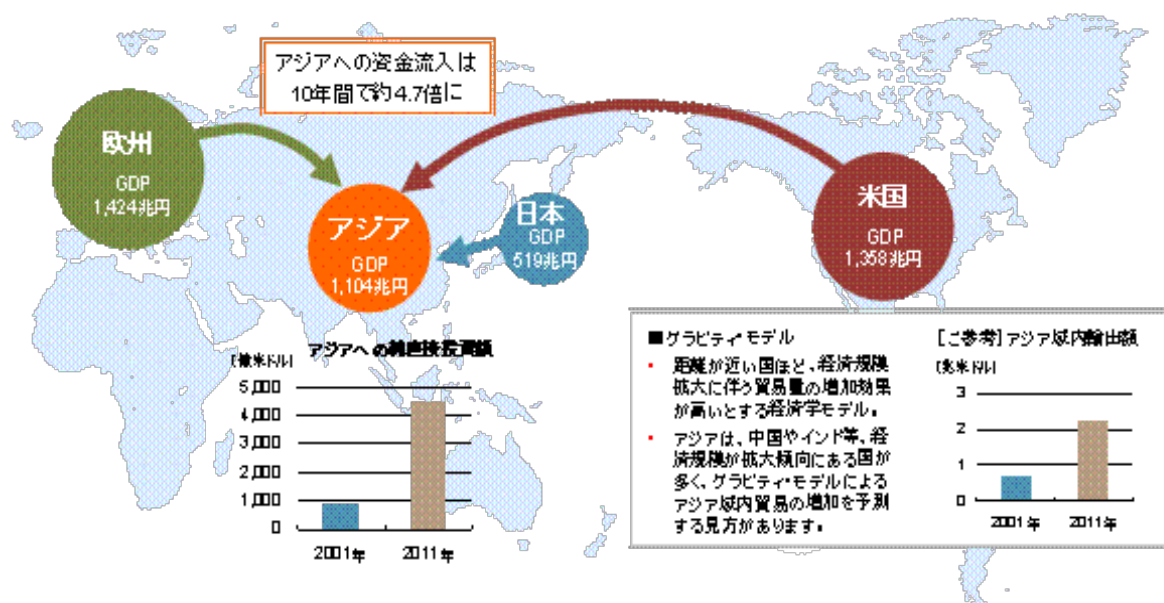
- 潜在成長力の高いアジア地域（日本を除く）の企業の中で、収益の成長見通しに対する確信度が高い銘柄に投資を行います。
- VIX指数を参照し、先物等を利用して実質株式組入比率を調整し、下落リスクの低減を目指します。



※上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。

増加する「アジア」への資金流入

- アジア経済は、世界の中でも高い成長を遂げており、今後も更に存在感を高めていく見通しです。
 - 世界の注目市場として、米国・欧州・日本等からアジアへの資金流入が、増加傾向にあります。
- <アジアへの直接投資の拡大>



※上図はイメージであり、矢印の太さは、実際の流入額を示すものではありません。

アジア(直接投資額): 中国・香港・インド・インドネシア・韓国・マレーシア・シンガポール・タイ・フィリピン
 アジア(域内輸出額): 中国・香港・インドネシア・韓国・マレーシア・シンガポール・タイ・フィリピン・ベトナム・ブルネイ・カンボジア・台湾・日本
 GDPはIMF World Economic Outlook October 2012の2012年数値(予測値含む)を2012年末の為替レート(1ドル=86.74円)で円換算(アジアはDeveloping Asia、欧州はEuropean Unionの数値)。
 上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。出所: IMF、世界銀行、経済産業研究所のデータを基に当社作成。

(中略)

実質株式組入比率のイメージ

- 「VIX指数」を参照し、先物を買って・売って建てることで、実質株式組入比率を概ね100%・50%・0%に調整します。

（中略）

運用体制とプロセス

（中略）

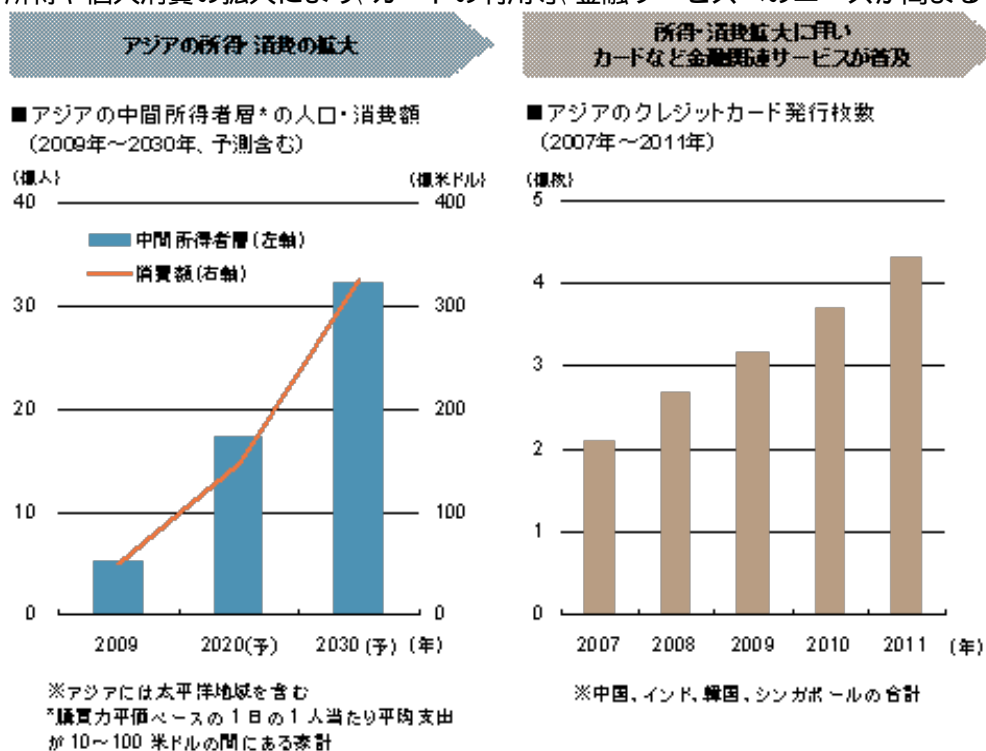
2013年3月末現在

追加的記載事項

成長が期待される「アジア企業」

（所得・消費関連）

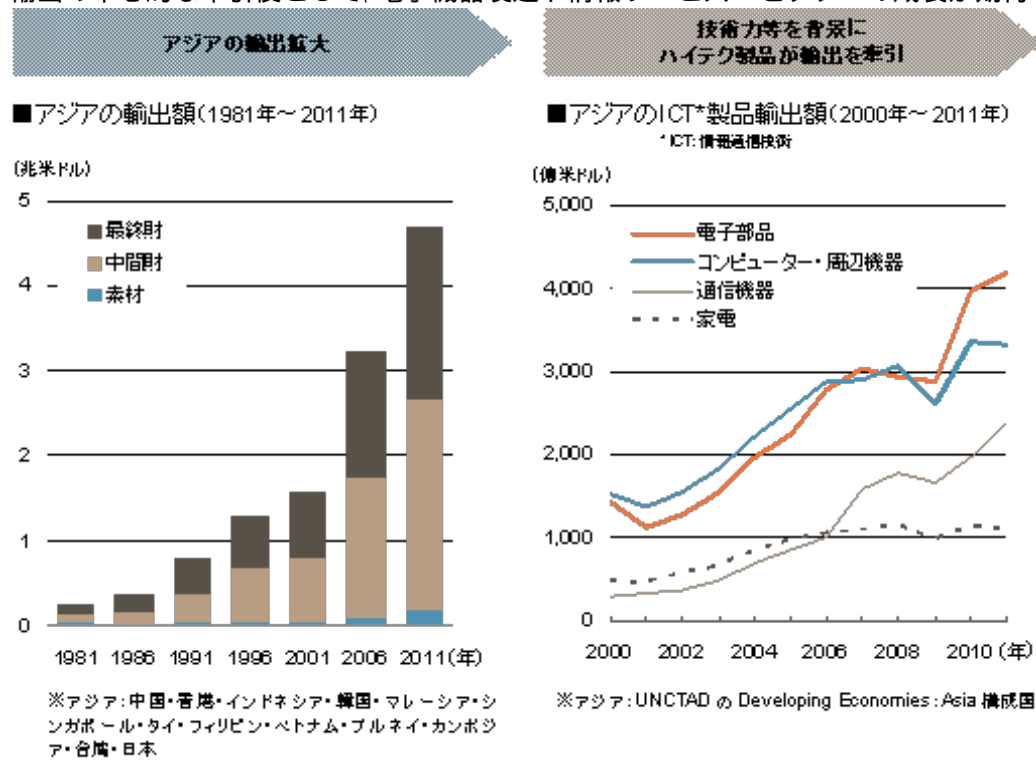
- ・ アジアでは、中間所得者層の人口増加等に伴い、個人消費は拡大傾向にあります。
- ・ 所得や個人消費の拡大により、カードの利用等、金融サービスへのニーズが高まることが予想されます。



上記のデータは過去のものおよび作成時点の見通しであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。出所: OECD、BIS のデータを基に当社作成。

（ハイテク関連）

- ・ アジアの技術力やコスト競争力を背景に、アジアの輸出が拡大傾向にあります。
- ・ 輸出の中心的な牽引役として、電子機器製造や情報サービス・セクターの成長が期待されます。



（中略）

「VIX指数」と「アジア株式」

- ・ 投資家心理を反映する「VIX指数」が上昇する局面では株価は下落し、指数が下落する局面では株価は上昇する傾向があります。

<アジア株式とVIX指数の推移(1998年12月31日～2013年3月29日)>



VIX 指数: シカゴ・オプション取引所が算出・公表する「ボラティリティ・インデックス」の略称で、投資家心理を示す数値とされています。

上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。出所: ブルームバーグのデータを基に当社作成。アジア株式は MSCI AC アジア(除く日本)指数(現地通貨建て税引を前配当込み)。

(2)【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

平成24年7月27日 信託契約締結、設定日、運用開始 (予定)

< 訂正後 >

平成24年7月27日 信託契約締結、設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

委託会社の概況（平成24年4月末日現在）

（以下略）

< 訂正後 >

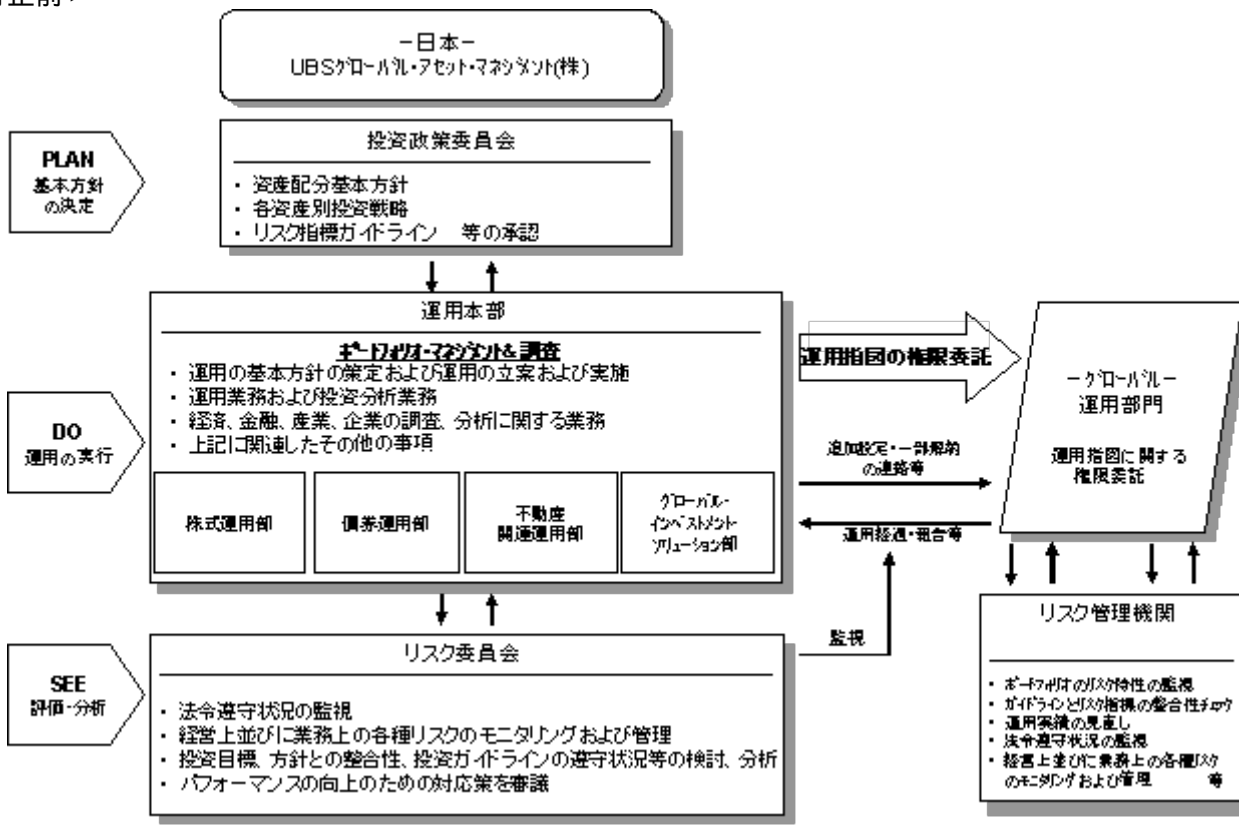
委託会社の概況（平成25年2月末日現在）

（以下略）

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<訂正前>



上記の体制は今後変更される場合があります。

(平成24年4月末現在)

<内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

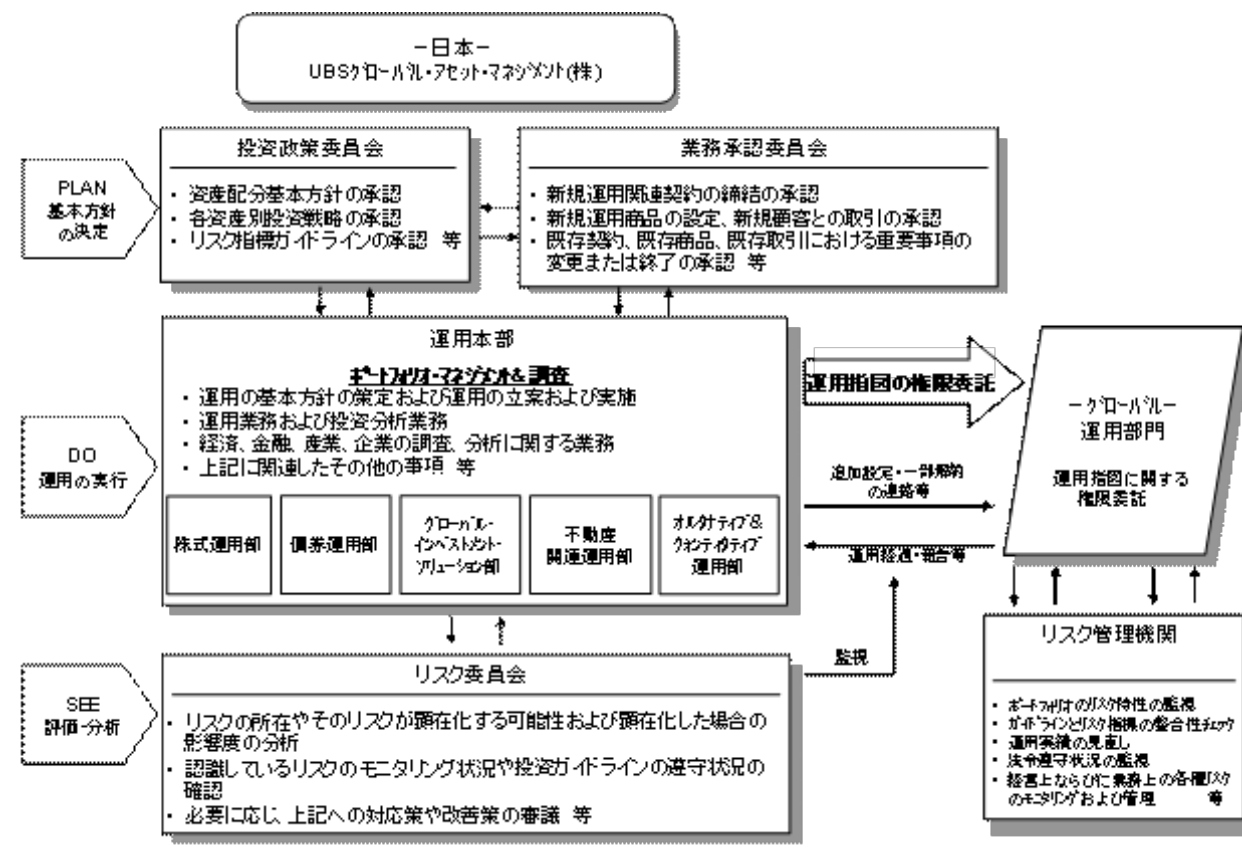
投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針の全社的審議ないし決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は運用本部長が毎月招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のヘッド、各資産クラス等（例：国内債券、国内株式、グローバル債券、グローバル株式等）の運用を担当するシニア・ポートフォリオ・マネジャー5～10名程度がメンバーとして参加しております。また、これらメンバーとは別に、投資政策委員会が適切とみなす他の役職員にオブザーバーとして出席を求めることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクのモニタリングおよび管理の総合的な検討を行う機関。運用状況の報告を受けて、投資目標、方針との整合性、投資ガイドラインの遵守状況等を検討、分析するとともに、パフォーマンスの向上のための対応策を審議する機関およびGIPS（グローバル投資パフォーマンス基準）に準拠した会社の方針・手続を承認し、提示用パフォーマンスを承認する機関としてリスク委員会を経営委員会直属として設置しております。リスク委員会は、社長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営にあたり、社長の他、リーガル&コンプライアンス部、運用本部、機関投資家営業本部、投信営業本部、商品本部、管理本部、経理部のそれぞれのヘッドの10名程度により構成されております。また、リスク委員会が適切とみなす他の職員に出席を求めることができ、常勤監査役も、委員会に出席することができます。

< 訂正後 >



上記の体制は今後変更される場合があります。

(平成25年2月末現在)

(中略)

< 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織 >

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、リーガル&コンプライアンス部長、経理部長、またはその代理の8～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況などの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則として議長であるチーフ・オペレーティング・オフィサーが毎月および必要に応じて招集し、その議事運営に

は、社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー、リーガル&コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

(4)【分配方針】

<訂正前>

毎決算時(毎年7月26日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

(注)分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者にお支払いします。

なお、「分配金再投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引き後、原則として無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「分配金支払いコース」をお申込の場合は、分配金は税引き後、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。ただし、平成24年6月15日現在、「分配金支払いコース」を取り扱う販売会社はありません。

(以下略)

<訂正後>

毎決算時(毎年7月26日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

(注)分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者にお支払いします。

なお、「分配金再投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引後、原則として無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「分配金支払いコース」をお申込の場合は、分配金は税引後、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。ただし、平成25年4月25日現在、「分配金支払いコース」を取り扱う販売会社はありません。

(以下略)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

< 訂正前 >

当初申込については1口当たり1円に、継続申込については買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%（税抜3.5%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

(以下略)

< 訂正後 >

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%（税抜3.5%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

(以下略)

(3)【信託報酬等】

< 訂正前 >

(前略)

マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとします。

< 訂正後 >

(前略)

マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

個人の受益者に対する課税

(前略)

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147% ^{（注）} および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% ^{（注）} および地方税5%）

（注）平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

< 損益通算 >

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、下記の表の期間に応じた税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147% ^{（注）} ）
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315% ^{（注）} ）

（注）平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特

別所得税が課されます。

(中略)

< 参考情報 >

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間においては1口当たり1円)に、 3.675%(税抜 3.50%)以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し 0.3% の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用															
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	<p>日々の純資産総額に年率1.995% (税抜年率1.90%)を乗じて得た額とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計</th> <th colspan="3">内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.995%</td> <td>1.1130%</td> <td>0.8085%</td> <td>0.0735%</td> </tr> <tr> <td>(1.90%)</td> <td>(1.06%)</td> <td>(0.77%)</td> <td>(0.07%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※マザーファンドの外部委託先への報酬は、委託会社報酬から支払われます。</p>	合計	内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)			委託会社	販売会社	受託会社	1.995%	1.1130%	0.8085%	0.0735%	(1.90%)	(1.06%)	(0.77%)	(0.07%)
合計	内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)																
	委託会社	販売会社	受託会社														
1.995%	1.1130%	0.8085%	0.0735%														
(1.90%)	(1.06%)	(0.77%)	(0.07%)														
	その他の費用・ 手数料	<p>・監査報酬および法定手続き(書類の作成、印刷、交付等)に関する費用等(日々の純資産総額に対して上限年率 0.10%)を間接的にご負担いただく場合があります。 ※原則として、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p>・信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料、外国での資産の保管費用等が、原則として費用発生都度、ファンドから支払われます。 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。</p>															

※投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	<p>配当所得として課税 普通分配金に対して10%</p>
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	<p>譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%</p>

※上記は平成24年4月末現在のものです。平成25年1月1日以降は**10.147%**となる予定です。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 訂正後 >

個人の受益者に対する課税

(前略)

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147% ^{（注）} および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% ^{（注）} および地方税5%）

（注）平成49年12月31日までには、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されません。

< 損益通算 >

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、下記の表の期間に応じた税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

期間	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147% ^{（注）} ）
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315% ^{（注）} ）

（注）平成49年12月31日までには、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されません。

(中略)

< 参考情報 >

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.675% (税抜 3.50%) 以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し 0.3% の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用														
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に 年率1.995% (税抜年率1.90%) を乗じて得た額とします。														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計</th> <th colspan="3">内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)</th> </tr> <tr> <td></td> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.995%</td> <td>1.1130%</td> <td>0.8085%</td> <td>0.0735%</td> </tr> <tr> <td>(1.90%)</td> <td>(1.06%)</td> <td>(0.77%)</td> <td>(0.07%)</td> </tr> </tbody> </table>	合計	内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)				委託会社	販売会社	受託会社	1.995%	1.1130%	0.8085%	0.0735%	(1.90%)	(1.06%)
合計	内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)															
	委託会社	販売会社	受託会社													
1.995%	1.1130%	0.8085%	0.0735%													
(1.90%)	(1.06%)	(0.77%)	(0.07%)													
	その他の費用・手数料	<p>※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p>※マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。</p> <p>・監査報酬および法定手続き(書類の作成、印刷、交付等)に関する費用等(日々の純資産総額に対して上限年率 0.10%)を間接的にご負担いただく場合があります。</p> <p>※原則として、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p>・信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料、外国での資産の保管費用等が、原則として費用発生の都度、ファンドから支払われます。</p> <p>※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。</p>														

※投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	<p>配当所得として課税</p> <p>普通分配金に対して10.147%</p>
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	<p>譲渡所得として課税</p> <p>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%</p>

※上記は平成25年2月末現在のものです。平成26年1月1日以降は**20.315%**となる予定です。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

原届出書「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「5 運用状況」を、以下の内容に更新致します。

5【運用状況】

<更新後>

(1)【投資状況】

(2013年2月28日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,029,643,556	99.82
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	5,455,507	0.17
合計(純資産総額)	-	3,035,099,063	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)UBSアジア株式リスク・コントロール・マザーファンド

(2013年2月28日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	韓国	372,524,730	12.29
	インド	342,488,917	11.30
	香港	278,201,873	9.18
	中国	242,837,058	8.01
	ケイマン	214,909,970	7.09
	インドネシア	199,437,624	6.58
	台湾	173,361,672	5.72
	タイ	173,293,642	5.72
	シンガポール	150,562,362	4.96
	フィリピン	55,462,387	1.83
	バミューダ	29,408,226	0.97
	小計	2,232,488,461	73.68
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	797,092,406	26.31
合計(純資産総額)	-	3,029,580,867	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注)「国または地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2013年2月28日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	UBSアジア株式 リスク・コントロール・ マザーファンド	2,247,343,340	1.0874	2,443,957,594	1.3481	3,029,643,556	99.82

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率(2013年2月28日現在)

投資有価証券の種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.82
合計	99.82

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。(2013年2月28日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。(2013年2月28日現在)

(参考) UBSアジア株式リスク・コントロール・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

(2013年2月28日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD-GDR REG S	半導体・半導 体製造装置	2,149	52,131.23	112,030,024	64,942.01	139,560,400	4.60
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	263,200	343.31	90,360,902	391.90	103,148,211	3.40
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP COMPANY OF CHI-H	保険	116,000	740.52	85,901,035	761.73	88,360,738	2.91
インド	株式	INFOSYS LIMITED-SP ADR	ソフトウェア ・サービス	17,400	3,768.85	65,578,118	5,046.42	87,807,716	2.89
中国	株式	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHIN-H	銀行	1,214,000	56.04	68,041,292	64.42	78,208,308	2.58
シンガ ポール	株式	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LIMITED	小売	16,000	3,597.97	57,567,584	3,828.81	61,261,030	2.02
タイ	株式	KASIKORNBANK PUBLIC COMPANY LIMITED-F	銀行	91,700	557.04	51,081,163	651.00	59,696,700	1.97
インド ネシア	株式	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	銀行	616,000	78.93	48,623,767	95.04	58,544,640	1.93
香港	株式	CNOOC LIMITED	エネルギー	325,000	185.62	60,327,868	178.71	58,081,205	1.91
韓国	株式	LG CHEM LTD	素材	2,052	25,937.39	53,223,537	25,268.09	51,850,141	1.71
インド ネシア	株式	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	銀行	591,500	69.26	40,970,303	84.96	50,253,840	1.65
香港	株式	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT LIMITED	不動産	172,000	247.82	42,626,531	272.00	46,784,688	1.54
台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY CO -GDR REG S	テクノロジー ・ハードウェ アおよび機器	88,840	462.55	41,092,942	517.13	45,941,909	1.51
ケイ マン	株式	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	小売	268,000	178.62	47,872,770	169.88	45,528,697	1.50
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導 体製造装置	43,000	1,015.92	43,684,901	1,040.52	44,742,360	1.47

インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION	銀行	33,146	1,421.12	47,104,654	1,348.27	44,689,939	1.47
ケイ マン	株式	CHINA RESOURCES LAND LIMITED	不動産	170,000	210.10	35,717,519	260.67	44,313,985	1.46
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	銀行	582,000	64.01	37,258,162	73.72	42,909,346	1.41
香港	株式	WHARF HOLDINGS LTD	不動産	53,000	590.50	31,296,726	788.57	41,794,369	1.37
インド ネシア	株式	TELEKOMUNIKASI INDONESIA PERSERO TBK	電気通信サー ビス	424,500	90.22	38,299,012	97.44	41,363,280	1.36
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING ADR	半導体・半導 体製造装置	24,000	1,260.91	30,261,871	1,681.83	40,363,963	1.33
フィリ ピン	株式	BDO UNIBANK INC	銀行	190,100	143.07	27,199,146	208.15	39,571,025	1.30
ケイ マン	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア ・サービス	12,400	2,871.11	35,601,778	3,151.90	39,083,634	1.29
インド	株式	HDFC BANK LTD-ADR	銀行	10,500	3,183.26	33,424,325	3,650.44	38,329,668	1.26
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	半導体・半導 体製造装置	289	130,031.93	37,579,228	131,016.59	37,863,797	1.24
シンガ ポール	株式	OVERSEA-CHINESE BANKING CORPORATION LIM1	銀行	50,000	719.13	35,956,876	746.90	37,345,160	1.23
インド	株式	BAJAJ AUTO LIMITED	自動車・自動 車部品	10,817	3,528.48	38,167,662	3,397.89	36,755,008	1.21
韓国	株式	SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	資本財	2,781	16,279.54	45,273,426	13,127.39	36,507,299	1.20
ケイ マン	株式	HENGAN INTERNATIONAL GROUP COMPANY LIMIT	家庭用品・ パーソナル用 品	39,000	891.84	34,782,043	934.11	36,430,641	1.20
ケイ マン	株式	TPK HOLDING CO LTD	テクノロジー ・ハードウェ アおよび機器	20,000	1,386.65	27,733,056	1,753.44	35,068,800	1.15

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注)「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

種類別及び業種別投資比率

(2013年2月28日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	銀行	16.52
		半導体・半導体製造装置	9.55
		保険	6.74
		不動産	5.61
		電気通信サービス	4.23
		ソフトウェア・サービス	4.18
		素材	3.84
		自動車・自動車部品	3.59
		テクノロジー・ハードウェア および機器	3.57
		小売	3.52
		資本財	3.09
		家庭用品・パーソナル用品	2.12
		エネルギー	1.91
		各種金融	1.48
		医薬品・バイオテクノロジー ・ライフサイエンス	1.45
		食品・飲料・タバコ	1.38
		耐久消費財・アパレル	0.32
		メディア	0.26
食品・生活必需品小売り	0.24		
合計			73.68

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。(2013年2月28日現在)

その他投資資産の主要なもの

(先物)

(2013年2月28日現在)

資産の 種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額	評価額(円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	イギリス	ロンドン国際金融 先物オプション取 引所	MSCI ASIAEXJ	買建	220	米ドル	7,559,452.1	7,593,014	702,429,725	23.18

(為替予約)

(2013年2月28日現在)

資産の種類			数量	帳簿価額	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	米ドル	130,997.22	12,000,000	12,117,242	0.39
為替予約取引	買建	タイ・パーツ	759,507.52	2,346,294	2,346,878	0.07
為替予約取引	売建	米ドル	112,724.99	10,346,294	10,427,060	0.34

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2013年2月28日および同日1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
2012年7月末日	12,274	-	0.9985	-
2012年8月末日	13,127	-	1.0040	-
2012年9月末日	11,179	-	1.0550	-
2012年10月末日	6,926	-	1.0763	-
2012年11月末日	4,215	-	1.1432	-
2012年12月末日	2,271	-	1.2341	-
2013年1月末日	2,489	-	1.3436	-
2013年2月28日	3,035	-	1.3472	-

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期 間	収益率(%)
第1期計算期間(中間期)	32.7

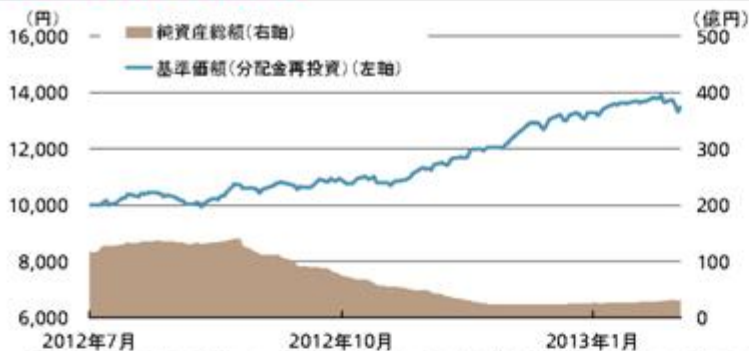
(4) 【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数	解約口数
第1期計算期間(中間期)	13,996,970,089	12,121,391,837

(注) 第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考情報)

基準価額・純資産の推移 (2013年2月28日現在)

※基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、税引前分配金を再投資したものと算出。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

該当事項はありません。

主要な資産の状況 (2013年2月28日現在)

組入上位10銘柄

	銘柄名	国/地域	業種	投資比率
1	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD -GDR REG S	韓国	半導体・半導体 製造装置	4.60%
2	AIA GROUP LTD	香港	保険	3.40%
3	PING AN INSURANCE GROUP COMPANY OF CHI-H	中国	保険	2.91%
4	INFOSYS LIMITED-SP ADR	インド	ソフトウェア・サービス	2.89%
5	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHIN-H	中国	銀行	2.58%
6	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LIMITED	シンガポール	小売	2.02%
7	KASIKORN BANK PUBLIC COMPANY LIMITED-F	タイ	銀行	1.97%
8	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	インドネシア	銀行	1.93%
9	CNOOC LIMITED	香港	エネルギー	1.91%
10	LG CHEM LTD	韓国	素材	1.71%

※ 投資比率は、UBSアジア株式リスク・コントロール・マザーファンドの純資産総額に占める割合。

※ ファンドの純資産総額に対し、UBSアジア株式リスク・コントロール・マザーファンドを99.82%組入れております。

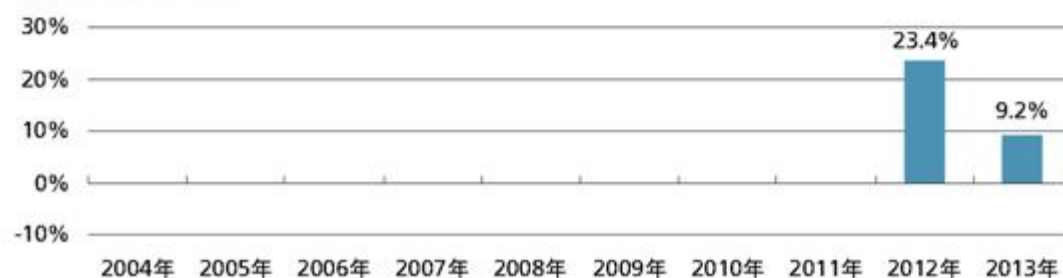
※ 業種は、ブルームバーグ業種分類に基づいています。

資産別投資比率

資産の種類	投資比率
株式	73.68%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	26.31%
合計	100.00%
(株価指数先物)	23.18%

国/地域別投資比率

国/地域	投資比率
1 韓国	12.29%
2 インド	11.30%
3 香港	9.18%
4 中国	8.01%
5 ケイマン	7.09%
6 インドネシア	6.58%
7 台湾	5.72%
8 タイ	5.72%
9 シンガポール	4.96%
その他の国/地域	2.80%
合計	73.68%

年間収益率の推移 (2013年2月28日現在)

※2012年については、当初設定日(2012年7月27日)から年末まで、2013年については年初から2月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものと算出。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(申込期間)

<訂正前>

- ・ 当初申込期間：平成24年7月2日から平成24年7月26日
- ・ 継続申込期間：平成24年7月27日から平成25年10月25日まで

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

<訂正後>

- ・ 平成24年7月27日から平成25年10月25日まで
- なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(買付申込の受け付け)

<訂正前>

- ・ 当初申込期間中は、当初申込期間の最終日（平成24年7月26日）の午後5時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを申込受付分とします。また、継続申込期間中は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までに買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
- ・ 「分配金再投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含みます。）を締結していただきます。

買付申込者は販売会社を買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、当初設定については設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

<訂正後>

- ・ 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
- ・ 「分配金再投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含みます。）を締結していただきます。

買付申込者は販売会社を買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（買付単位）

<訂正前>

- ・ 1円または1口単位（当初1口＝1円）を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
（以下略）

<訂正後>

- ・ 1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
（以下略）

（買付価額）

<訂正前>

- ・ 当初申込期間：1口当たり1円
- ・ 継続申込期間：買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
（以下略）

<訂正後>

- ・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初元本1口＝1円）とします。
（以下略）

2【換金（解約）手続等】

（換金価額）

<訂正前>

- ・ 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金時の費用や税金についての詳細は前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

<訂正後>

- ・ 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金時の費用や税金についての詳細は前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

（基準価額の算定）

<訂正前>

- ・ 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。当ファンドの場合、1万口当たりで表示されます。
なお、外貨建資産（外貨建有価証券、預金およびその他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

<訂正後>

- ・ 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。当ファンドの場合、1万口当たりで表示されます。
なお、外貨建資産（外貨建有価証券、預金およびその他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 分配金受領権

<訂正前>

受益者は、分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」をお申込の場合は、原則として分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「分配金再投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引き後、原則として無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「分配金支払いコース」をお申込の場合は、分配金は税引き後原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。ただし、平成24年6月15日現在、「分配金支払いコース」を取り扱う販売会社はありません。

ただし、受益者が分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

<訂正後>

受益者は、分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」をお申込の場合は、原則として分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「分配金再投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引後、原則として無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「分配金支払いコース」をお申込の場合は、分配金は税引後原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。ただし、平成25年4月25日現在、「分配金支払いコース」を取り扱う販売会社はありません。

ただし、受益者が分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

原届出書「第二部 ファンド情報」「第3 ファンドの経理状況」を、以下の内容に更新致します。

第3【ファンドの経理状況】

<更新後>

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成24年7月27日から平成25年1月26日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1【財務諸表】

日興UBSアジア株式リスク・コントロール・ファンド

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	当中間計算期間末 平成25年 1月26日現在
	金額
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	186,180,014
親投資信託受益証券	2,480,552,622
未収入金	52,000,000
未収利息	255
流動資産合計	2,718,732,891
資産合計	2,718,732,891
負債の部	
流動負債	
未払解約金	150,045,590
未払受託者報酬	2,918,400
未払委託者報酬	76,295,335
その他未払費用	1,118,678
流動負債合計	230,378,003
負債合計	230,378,003
純資産の部	
元本等	
元本	1,875,578,252
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	612,776,636
元本等合計	2,488,354,888
純資産合計	2,488,354,888
負債純資産合計	2,718,732,891

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 自 平成24年 7月27日 至 平成25年 1月26日
	金額
営業収益	
受取利息	7,317
有価証券売買等損益	1,696,094,228
営業収益合計	1,696,101,545
営業費用	
受託者報酬	2,918,400
委託者報酬	76,295,335
その他費用	1,118,678
営業費用合計	80,332,413
営業利益又は営業損失()	1,615,769,132
経常利益又は経常損失()	1,615,769,132
中間純利益又は中間純損失()	1,615,769,132
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	1,134,564,167
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	180,305,449
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	180,305,449
剰余金減少額又は欠損金増加額	48,733,778
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	48,733,778
中間剰余金又は中間欠損金()	612,776,636

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(中間貸借対照表に関する注記)

当中間計算期間末 平成25年 1月26日現在	
1. 中間計算期間末日における受益権の総数	1,875,578,252口
2. 中間計算期間末日における1口当たり純資産額	1.3267円 (1万口当たり純資産額)(13,267円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間 自 平成24年 7月27日 至 平成25年 1月26日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額
報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.318%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 平成25年 1月26日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

当中間計算期間末(平成25年 1月26日現在)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	当中間計算期間 自 平成24年 7月27日 至 平成25年 1月26日
元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	11,697,458,394円 2,299,511,695円 12,121,391,837円

(参考情報)

当ファンドは「UBSアジア株式リスク・コントロール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBSアジア株式リスク・コントロール・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBSアジア株式リスク・コントロール・マザーファンド

(1)貸借対照表

(単位：円)

	平成25年 1月26日現在
	金額
資産の部	
流動資産	
預金	435,941,428
コール・ローン	3,727,695
株式	1,834,714,539
社債券	47,676,591
派生商品評価勘定	11,566,024
未収入金	77,845,966
未収配当金	874,529
未収利息	5
前払金	138,940,119
差入委託証拠金	24,820,708
流動資産合計	2,576,107,604
資産合計	2,576,107,604
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,124,422
未払金	42,413,404
未払解約金	52,000,000
流動負債合計	95,537,826
負債合計	95,537,826
純資産の部	
元本等	
元本	1,871,267,820
剰余金	
剰余金又は欠損金()	609,301,958
元本等合計	2,480,569,778
純資産合計	2,480,569,778
負債純資産合計	2,576,107,604

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

株式、社債券、投資証券

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) 株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(2) 為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 配当株式の計上基準

配当株式は、原則として配当株式に伴う費用が確定した段階で、株式の配当落ち日翌日に計上した数量に相当する券面額または発行価額を計上しております。

(2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(2) 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成25年 1月26日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	1,871,267,820口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3256円 (13,256円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成25年 1月26日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿 価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載してお ります。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名 目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

平成25年 1月26日現在

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年 超(円)		
市場取 引以外 の取引	為替予約取引 買 建				
	米ドル	6,229,350	-	6,365,866	136,516
	売 建				
	米ドル	52,000,000	-	52,988,172	988,172
	香港ドル	6,229,350	-	6,365,600	136,250
	合計	64,458,700	-	65,719,638	987,906

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しておりま

す。
計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が
発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価してあります。
計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっ
てあります。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物
相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評
価してあります。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い
発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価してあります。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電
信売買相場の仲値により評価してあります。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

株式関連

平成25年 1月26日現在

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場 取引	株価指数先物取引 買建 MSCI All Countries Asia Ex Japan Index Futures Mar13	586,840,290	-	598,269,798	11,429,508
	合計	586,840,290	-	598,269,798	11,429,508

(注1)

1. 時価の算定方法

株式指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株式指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を考慮しておりません。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(その他の注記)

項目	自 平成24年 7月27日 至 平成25年 1月26日
1. 元本の推移	
本報告書における開示対象ファンドの期首 における当該親投資信託の元本額	11,697,458,394円
期中追加設定元本額	1,536,291,942円
期中一部解約元本額	11,362,482,516円
2. 計算期間末日における元本の内訳	
日興UBSアジア株式リスク・コントロール・ファンド	1,871,267,820円
合計	1,871,267,820円

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年2月28日現在）

資産総額	3,103,129,763 円
負債総額	68,030,700 円
純資産総額（ - ）	3,035,099,063 円
発行済口数	2,252,877,610 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3472 円

(参考) U B S アジア株式リスク・コントロール・マザーファンド

資産総額	3,773,274,757 円
負債総額	743,693,890 円
純資産総額（ - ）	3,029,580,867 円
発行済口数	2,247,343,340 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3481 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

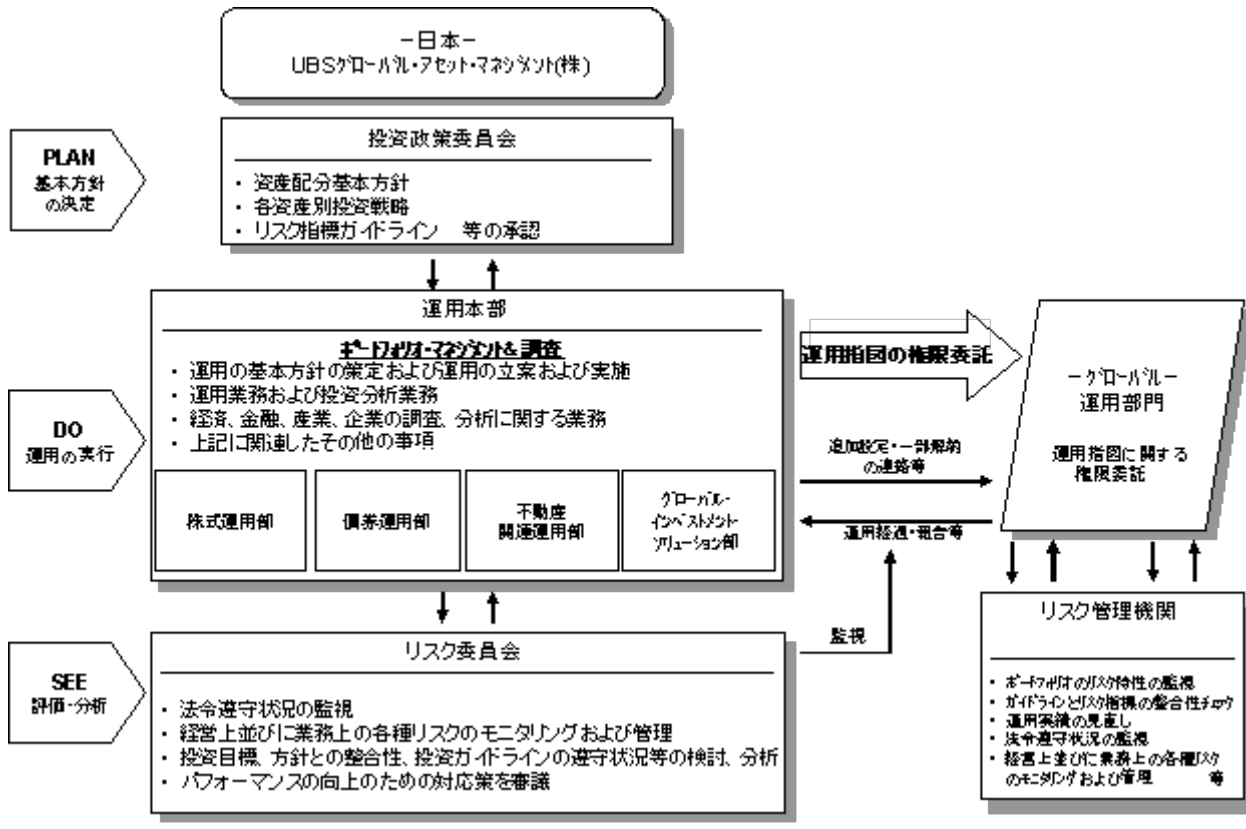
1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(平成24年4月末日現在)

(中略)

投資運用の意思決定機構



(平成24年4月末日現在)

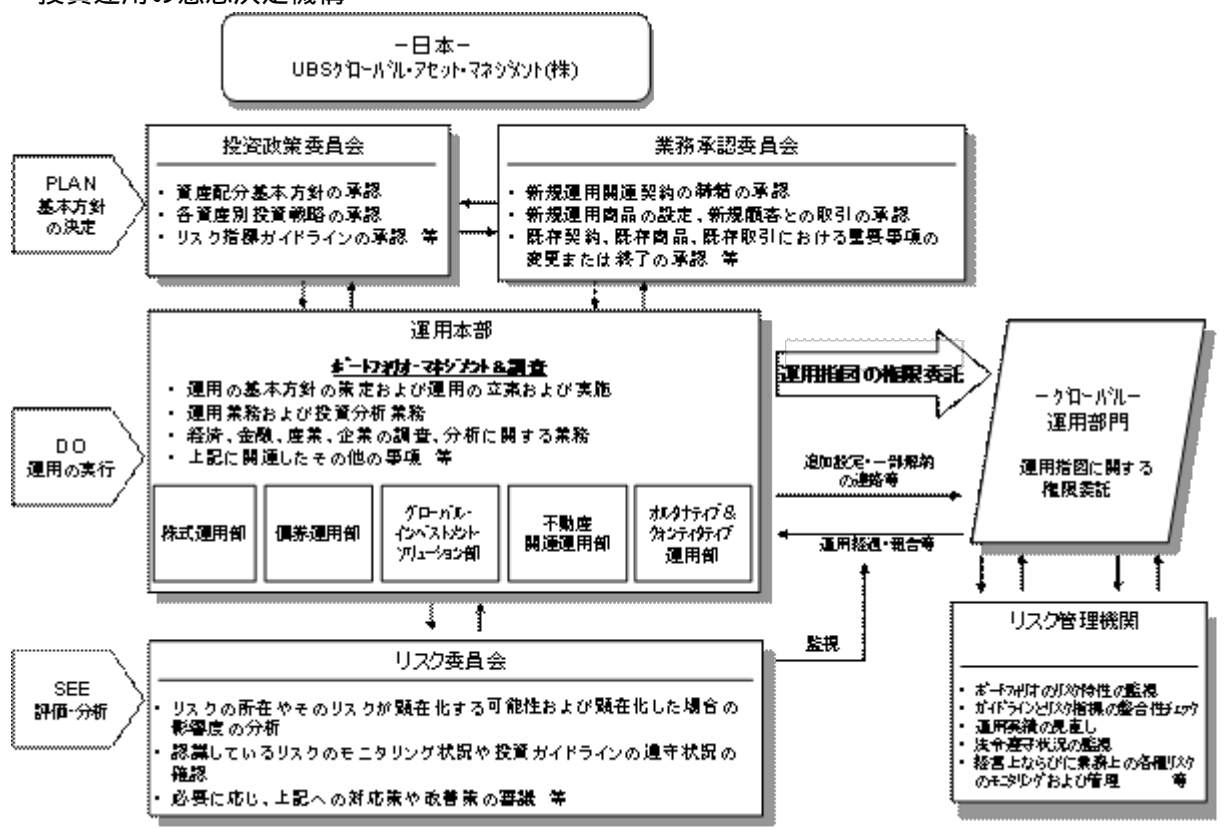
上記は今後変更される場合があります。

< 訂正後 >

(平成25年2月末日現在)

(中略)

投資運用の意思決定機構



(平成25年2月末日現在)

上記は今後変更される場合があります。

原届出書「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「2 事業の内容及び営業の概況」を、以下の内容に更新致します。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成25年2月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

種類	ファンド数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	79	1,103,023
合計	79	1,103,023

原届出書「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「3 委託会社等の経理状況」を、以下の内容に更新致します。

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第16期 (平成23年3月31日)		第17期 (平成24年3月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
	科目	注記 番号			
	(資産の部)				
	流動資産				
	現金・預金	*1	3,501,780		4,527,037
	未収入金	*1	146,056		236,315
	未収委託者報酬		1,775,081		1,166,243
	未収運用受託報酬	*1	336,934		412,520
	その他未収収益	*1	543,280		755,597
	繰延税金資産		138,400		97,190
	その他		29,500		8,893
	流動資産計		6,471,034		7,203,797
	固定資産				
	投資その他の資産		621,100		533,670
	繰延税金資産		576,100	488,670	
	ゴルフ会員権		45,000	45,000	
	固定資産計		621,100		533,670
	資産合計		7,092,134		7,737,467

期別		第16期 (平成23年3月31日)		第17期 (平成24年3月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
科目	注記 番号				
(負債の部)					
流動負債					
預り金			88,427		145,046
未払費用	*1		1,725,001		1,350,117
未払消費税			35,098		21,288
未払法人税等			683,561		337,901
賞与引当金			137,694		122,466
その他			1,085		3,249
流動負債計			2,670,868		1,980,069
固定負債					
退職給付引当金			226,539		291,417
固定負債計			226,539		291,417
負債合計			2,897,407		2,271,487
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			1,994,727		3,265,979
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,444,727		2,715,979	
繰越利益剰余金		1,444,727		2,715,979	
純資産合計			4,194,727		5,465,979
負債・純資産合計			7,092,134		7,737,467

(2) 【損益計算書】

期別	注記 番号	第16期 〔自平成22年4月1日 至平成23年3月31日〕		第17期 〔自平成23年4月1日 至平成24年3月31日〕	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬		9,217,542		8,948,072	
運用受託報酬	*1	1,781,675		1,523,631	
その他営業収益	*1	1,903,468		2,079,932	
営業収益計			12,902,686		12,551,636
営業費用					
支払手数料			4,505,445		4,481,341
広告宣伝費			169,891		143,998
調査費			76,555		76,822
営業雑経費			61,581		91,557
通信費			5,236		6,321
印刷費			2,899		2,383
協会の費			18,598		19,197
その他	*1		34,845		63,653
営業費用計			4,813,473		4,793,720
一般管理費					
給料			2,809,103		2,769,198
役員報酬			270,801		229,059
給料・手当	*1		1,618,194		1,760,034
賞与	*1		920,107		780,105
交際費			42,685		49,888
旅費交通費			73,588		82,604
租税公課			40,230		37,564
不動産賃借料			279,923		259,656
退職給付費用			196,591		265,690
事務委託費	*1		2,040,221		1,884,416
諸経費			51,240		75,972
一般管理費計			5,533,585		5,424,992
営業利益			2,555,626		2,332,923
営業外収益					
受取利息			798		338
為替差益			24,194		24,163
雑収入			2,141		1,187
営業外収益計			27,135		25,688
経常利益			2,582,762		2,358,612
税引前当期純利益			2,582,762		2,358,612
法人税、住民税及び事業税			1,264,249		958,720
法人税等調整額			△123,800		128,640
当期純利益			1,442,312		1,271,252

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

株主資本		第16期	第17期
		(自平成22年4月1日) (至平成23年3月31日)	(自平成23年4月1日) (至平成24年3月31日)
資本金	当期首残高	2,200,000	2,200,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,200,000	2,200,000
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高	550,000	550,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	550,000	550,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高	1,546,814	1,444,727
	当期変動額	△1,544,400	-
	剰余金の配当 当期純利益	1,442,312	1,271,252
	当期末残高	1,444,727	2,715,979
利益剰余金合計	当期首残高	2,096,814	1,994,727
	当期変動額	△102,087	1,271,252
	当期末残高	1,994,727	3,265,979
株主資本合計	当期首残高	4,296,814	4,194,727
	当期変動額	△102,087	1,271,252
	当期末残高	4,194,727	5,465,979
純資産合計	当期首残高	4,296,814	4,194,727
	当期変動額	△102,087	1,271,252
	当期末残高	4,194,727	5,465,979

重要な会計方針

1. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

第16期 (平成23年3月31日)	第17期 (平成24年3月31日)
6,411千円	7,876千円

(2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位：千円)

	第16期 (平成23年3月31日)	第17期 (平成24年3月31日)
現金・預金	514,565	2,685,819
未収入金	12,057	1,383
未収運用受託収益	3,932	4,044
その他未収収益	153,365	305,772
未払費用	47,495	111,449

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(単位：千円)

	第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第17期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
運用受託報酬	9,428	3,626
その他営業収益	334,026	530,376

事務委託費	171,540	150,692
給料・手当	79,276	42,399
賞与	19,787	-
営業雑経費 その他	10,124	40,527

（株主資本等変動計算書関係）

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,544,400	71,500	平成22年3月31日	平成22年6月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第17期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	第17期定時 株主総会の翌日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている

信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第16期（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,501,780	3,501,780	-
未収委託者報酬	1,775,081	1,775,081	-
未収運用受託報酬	336,934	336,934	-
その他未収収益	<u>543,280</u>	<u>543,280</u>	-
資産計	6,157,075	6,157,075	-
未払費用	1,725,001	1,725,001	-
未払法人税等	<u>683,561</u>	<u>683,561</u>	-
負債計	2,408,562	2,408,562	-

第17期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,527,037	4,527,037	-
未収委託者報酬	1,166,243	1,166,243	-
未収運用受託報酬	412,520	412,520	-
その他未収収益	<u>755,597</u>	<u>755,597</u>	-
資産計	6,861,398	6,861,398	-
未払費用	1,350,117	1,350,117	-
未払法人税等	<u>337,901</u>	<u>337,901</u>	-
負債計	1,688,018	1,688,018	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

第16期（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,501,780	-
未収委託者報酬	1,775,081	-
未収運用受託報酬	336,934	-
その他未収収益	<u>543,280</u>	-
合計	6,157,075	-

第17期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	4,527,037	-
未収委託者報酬	1,166,243	-
未収運用受託報酬	412,520	-
その他未収収益	<u>755,597</u>	-
合計	6,861,398	-

(退職給付関係)

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券会社及びユービーエス・エイ・ジー銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	第16期 （平成23年3月31日）	第17期 （平成24年3月31日）
(1) 退職給付債務	763,195	804,804
(2) 年金資産	<u>536,656</u>	<u>513,386</u>
(3) 退職給付引当金	226,539	291,417

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	第16期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	第17期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
(1) 勤務費用	136,961	135,018
(2) 利息費用	8,408	9,685
(3) 期待運用収益	2,537	3,112
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	4,599	75,513
(5) 過去勤務債務	<u>40,425</u>	-
小計	187,857	217,104
(6) 確定拠出年金拠出額	306	5,741
(7) 特別退職金	<u>8,428</u>	<u>42,845</u>
合計	196,591	265,690

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法 支給倍率基準

(2) 割引率

第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第17期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1.31%	1.00%

(3) 期待運用収益率

第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第17期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
0.58%	0.58%

(4) 過去勤務債務の処理年数 発生時一括処理

(5) 数理計算上の差異の処理年数 発生時一括処理

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

	第16期 (平成23年3月31日)	第17期 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用	33,500	25,940
未払事務所税	2,400	3,120
減価償却超過額	14,800	18,230
未払事業税	53,700	26,240
株式報酬費用	208,400	217,050
退職給付引当金	351,100	251,610
賞与引当金	48,600	41,890
その他	2,000	1,780
評価性引当額	-	-
合計	714,500	585,860

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	第16期 (平成23年3月31日)	第17期 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.65%	40.65%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.62%	3.44%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	2.21%
その他	0.11%	0.20%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	44.16%	46.10%

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の40.65%から、平成25年1月1日から平成27年12月31日までに解消が見込まれる一時差異については38.01%に変更し、平成28年1月1日以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%に変更しております。この税率の変更により繰延税金資産の純額は52,030千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額

は同額増加しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,630,090千円	1,369,297千円	685,755千円	3,685,144千円

委託者報酬 9,217,542千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,305,482千円	1,381,070千円	917,011千円	3,603,563千円

委託者報酬 8,948,072千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,055,053千円	投資運用

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,298,081千円	投資運用

（注）委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBSグループは、UBS AG（本店：スイスのバーゼルおよびチューリッヒ）を中心に、世界の主要な金融センターを含む50カ国で金融サービスを提供する金融グループです。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(1) 親会社

種類	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス.エイ.ジー(ロンドン証券取引所他上場)	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ		現金・預金	514,565
							増加	5,274,305		
							減少	4,981,191	未収入金	12,057
							その他営業収益	334,026	その他未収収益	153,365
							運用受託報酬	9,428	未収運用受託報酬	3,932
							事務委託費	171,540	未払費用	47,495
							給料・手当	79,276		
							賞与	19,787		
							営業雑経費-その他	10,124		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	-----	----------	-----------	---------------	-----------	-------	----------	----	----------

親 会 社 の 子 会 社 等	ユービーエス証券 会社	東京都千代田区 大手町	600億円	証券 業	なし	資産運用業 務 人件費の立 替 人件費、社会 保険料など の立替	運用受託報酬 人件費(受 取) 事務委託費 不動産賃借料	11,949 45,963 276,412 254,126	未収入金 未収運用受託報 酬 未払費用	132,611 5,004 227,983
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミ ントン	22,205百 万 米ドル	サー ビス 業	なし	人件費の立 替	給料・手当	132	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	9.3百万 米ドル	資産 運 用 業	なし	人件費の立 替	給料・手当	14,864	未払費用	127
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼ ル	1百万 スイス フラン	資産 運 用 業	なし	資産運用業 務	運用受託報酬	18,043	未収運用受託報 酬	611
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア ・シドニー	8百万 オースト ラリアド ル	資産 運 用 業	なし	資産運用業 務 及び、それに 関する事務 委託等	その他営業収 益 事務委託費	164,224 271,073	その他未収収益 未払費用	9,743 86,409
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4.0百万 シンガ ポールド ル	資産 運 用 業	なし	人件費の立 替 資産運用業 務に 関する事務 委託	その他営業収 益 人件費(受 取) 事務委託費	3,666 21,767 38,862	その他未収収益 未払費用	3,666 24,098
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国ポ ンド	資産 運 用 業	なし	資産運用業 務 及び、それに 関する事務 委託等	その他営業収 益 運用受託報酬 事務委託費	32,254 77,805 424,335	その他未収収益 未収運用受託報 酬 未払費用	15,223 25,553 221,711
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	151.4百万 英国ポ ンド	資産 運 用 業	なし	人件費の立 替	人件費(受 取)	16,084	未収入金	2,773
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	1米ドル	資産 運 用 業	なし	資産運用業 務 及び、それに 関する事務 委託等	その他営業収 益 事務委託費 給料・手当	347,918 170,328 48,596	その他未収収益 未払費用	108,209 72,535
	UBS Alternative and Quantitative Investment LLC	米国・ウィルミ ントン	10万 米ドル	資産 運 用 業	なし	兼業業務	その他営業収 益	583,691	その他未収収益	152,478
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万 米ドル	資産 運 用 業	なし	兼業業務	その他営業収 益	437,687	その他未収収益	100,594
	UBS Fund Management Lux. SA	ルクセンブルグ	10百万 ユーロ	資産 運 用 業	なし	資産運用業 務	運用受託報酬	33,290	未収運用受託報 酬	967

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第17期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

(1) 親会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス.エイ.ジー(ロンドン証券取引所他上場)	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当 営業雑費用-その他	4,896,377 2,591,640 3,626 530,376 150,692 42,399 40,527	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	2,685,819 1,383 4,044 305,772 111,449

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	----	----------	-----------	---------------	-----------	-------	----------	----	----------

親 会 社 の 子 会 社 等	ユービーエス証券 会社	東京都千代田区 大手町	600億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費の立替 人件費、社会 保険料などの 立替	運用受託報酬 人件費(受取) 事務委託費 不動産関係費	10,573 42,839 281,133 235,256	未収運用受託報酬 未収入金 未払費用	4,480 234,931 231,336
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミ ントン	22,205百万 米国ドル	サービ ス業	なし	人件費の立替	給料・手当	53	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	9.3百万 米国ドル	資産運 用業	なし	人件費の立替	給料・手当	5,713	-	-
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・パーゼ ル	1百万 スイス フラン	資産運 用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	10,920	未収運用受託報酬	502
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア ・シドニー	40百万 オースト ラリアドル	資産運 用業	なし	資産運用業務 及び、それ に関する事務委 託等	その他営業収益 事務委託費	182,048 392,957	その他未収収益 未払費用	40,403 108,002
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4百万 シンガ ポールドル	資産運 用業	なし	資産運用業務 及び、それ に関する事務委 託等	その他営業収益 事務委託費	16,609 56,861	その他未収収益 未払費用	4,424 23,047
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国ポンド	資産運 用業	なし	資産運用業務 及び、それ に関する事務委 託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	72,139 78,795 266,409	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	30,761 13,851 106,036
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	151.4百万 英国ポンド	資産運 用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	20,263	-	-
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・シカゴ	1米国ドル	資産運 用業	なし	資産運用業務 及び、それ に関する事務委 託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当	8,634 339,396 221,183 75	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	6,845 103,751 43,004
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミ ントン	10万 米国ドル	資産運 用業	なし	兼業業務	その他営業収益	639,715	その他未収収益	164,926
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万 米国ドル	資産運 用業	なし	兼業業務	その他営業収益	277,150	その他未収収益	87,827
	UBS Fund Management (Luxembourg) S. A.	ルクセンブルグ	10百万 ユーロ	資産運 用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	38,577	未収運用受託報酬	1,295
	UBS / Gemdale Investment Management Limited	モーリシャス 共和国	2万米国ドル	資産運 用業	なし	兼業業務	その他営業収益	12,546	その他未収収益	12,546
	UBS Global Asset Management (HongKong) Limited	香港	25百万 香港ドル	資産運 用業	なし	資産運用業務	その他営業収益 事務委託費	3,292 36,311	その他未収収益 未払費用	4,295 9,708

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（1株当たり情報）

	第16期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
1株当たり純資産額	194,200円33銭	253,054円61銭
1株当たり当期純利益	66,773円73銭	58,854円27銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載していません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第16期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
当期純利益（千円）	1,442,312	1,271,252
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,442,312	1,271,252
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

1. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1) 中間貸借対照表

期別		第18期 中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金			2,972,047
未収入金			12,088
未収委託者報酬			833,982
未収運用受託報酬			437,339
その他未収収益			645,586
繰延税金資産			211,610
その他			39,520
流動資産計			5,152,174
固定資産			
投資その他の資産			556,760
繰延税金資産		511,760	
ゴルフ会員権		45,000	
固定資産計			556,760
資産合計			5,708,934

期別		第18期 中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
預り金			41,577
未払費用			1,028,759
未払消費税			30,465
未払法人税等			586,704
賞与引当金			399,950
その他			1,432
流動負債計			2,088,889
固定負債			
退職給付引当金			250,438
固定負債計			250,438
負債合計			2,339,327
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			2,200,000
利益剰余金			1,169,606
利益準備金		550,000	
その他利益剰余金		619,606	
繰越利益剰余金		619,606	
純資産合計			3,369,606
負債・純資産合計			5,708,934

(2) 中間損益計算書

期別	注記 番号	第18期中間会計期間 自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	
		内訳	金額 (千円)
営業収益			
委託者報酬		4,495,403	
運用受託報酬		685,878	
その他営業収益		968,085	
営業収益計			6,149,366
営業費用			
支払手数料			2,308,429
広告宣伝費			46,902
調査費			42,215
営業雑経費			39,301
通信費		3,857	
印刷費		620	
協会費		8,865	
その他		25,957	
営業費用計			2,436,848
一般管理費			
給料			1,397,494
役員報酬		118,093	
給料・手当		868,581	
賞与		410,818	
交際費			34,564
旅費交通費			39,254
租税公課			19,935
不動産賃借料			124,619
退職給付費用			91,558
事務委託費			932,464
諸経費			29,311
一般管理費計			2,669,202
営業利益			1,043,316
営業外収益			
受取利息		103	
雑収入		63	
営業外収益計			167
営業外費用			
為替差損		6,330	
営業外費用計			6,330
経常利益			1,037,153
税引前中間純利益			1,037,153
法人税、住民税及び事業税			571,036
法人税等調整額			△137,510
中間純利益			603,627

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

株主資本		第18期 中間会計期間 自平成24年4月1日 至平成24年9月30日
資本金	当期首残高	2,200,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	2,200,000
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	550,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	550,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	2,715,979
	当中間期変動額	剰余金の配当 当中間純利益 △ 2,700,000 603,627
	当中間期末残高	619,606
利益剰余金合計	当期首残高	3,265,979
	当中間期変動額	△ 2,096,372
	当中間期末残高	1,169,606
株主資本合計	当期首残高	5,465,979
	当中間期変動額	△ 2,096,372
	当中間期末残高	3,369,606
純資産合計	当期首残高	5,465,979
	当中間期変動額	△ 2,096,372
	当中間期末残高	3,369,606

（重要な会計方針）

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用収益処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

また、仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ表示しております。

注 記 事 項

（中間株主資本等変動計算書関係）

第18期 中間会計期間 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日						
1. 発行済株式に関する事項						
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末		
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600		
2. 配当に関する事項						
配当金支払額						
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第17期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	第17期定時 株主総会の翌日

（金融商品関係）

第18期 中間会計期間

自 平成24年 4月 1日

至 平成24年 9月30日

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	2,972,047	2,972,047	-
未収委託者報酬	833,982	833,982	-
未収運用受託報酬	437,339	437,339	-
その他未収収益	645,586	645,586	-
資産計	4,888,955	4,888,955	-
未払費用	1,028,759	1,028,759	-
未払法人税等	586,704	586,704	-
負債計	1,615,463	1,615,463	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

（セグメント情報）

第18期 中間会計期間 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日			
1. セグメント情報			
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。			
2. 関連情報			
(1) 製品及びサービスごとの情報			
当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。			
(2) 地域に関する情報			
売上高			
日本	米国	その他	合計
556,420千円	733,227千円	364,315千円	1,653,963千円
(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。			
なお、委託者報酬 4,495,403千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。			
(3) 主要な顧客に関する情報			
相手先	売上高	関連するセグメント名	
UBSグループ(*1)	1,097,542千円	投資運用	
(注) 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。			
(*1) UBSグループは、UBS AG（本店：スイスのバーゼルおよびチューリッヒ）を中心に、世界の主要な金融センターを含む50カ国で金融サービスを提供する金融グループです。			

（1株当たり情報）

第18期 中間会計期間 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日	
1株当たり純資産額	156,000円32銭
1株当たり中間純利益金額	27,945円70銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	603,627千円
普通株式に係る中間純利益	603,627千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	21,600

原届出書「第三部 委託会社等の情報」「第2 その他の関係法人の概況」を、以下の内容に更新致します。

第2【その他の関係法人の概況】

<更新後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成25年2月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成24年9月末日現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成25年2月末日現在)	事業の内容
UBSグローバル・アセット・マネジメント (UK) リミテッド	125百万ポンド (約17,546百万円)	内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。
UBSグローバル・アセット・マネジメント (シンガポール) リミテッド	3.9百万シンガポールドル (約291百万円)	内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

平成25年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ポンド＝140.37円、1シンガポールドル＝74.84円）にて円換算

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売業務及び一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

委託者から運用指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの投資顧問会社として、信託財産の運用指図を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成24年9月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年3月8日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興UBSアジア株式リスク・コントロール・ファンドの平成24年7月27日から平成25年1月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興UBSアジア株式リスク・コントロール・ファンドの平成25年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年7月27日から平成25年1月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1．上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野佐和子印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月3日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野 佐和子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)